

## 平成 29 年度第 2 回滋賀県障害者施策推進協議会 議事概要

(とき) 平成 29 年 9 月 20 日 (水) 10:00 ~ 12:00

(ところ) 滋賀県庁 北新館 3 階 中会議室

### 【開会】

健康医療福祉部次長あいさつ

### 【協議事項 (1) 滋賀県障害者プランの進捗状況について】

資料 1-1、1-2 について事務局より説明

(委員)

- ・個別の指導計画および教育支援計画について、対象の母数を教えていただきたい。  
概数でも結構です。

(委員)

- ・両計画の性質も含めて説明願います。

(事務局)

- ・個別の指導計画は、子どもにどのような力をつけていくのか、そのためにはどのような課題があり、どのようにアプローチしていくのか等について、子どもたち一人一人に障害の状況に応じてきめ細かな指導ができるように作成していくもの。  
一方、個別の教育支援計画は、子どもの様子が成長とともに引継がれていくよう、保幼小中高、そして卒後と長期的な視点のもと、一貫した指導・支援ができるように地域の支援機関の方とも連携しながら作成していくもの。
- ・例えば中学校においては、昨年度は、個別の指導計画の作成対象者は、2, 480人、個別の教育支援計画の作成対象者は、2, 011人となっている。

(委員)

- ・教育支援計画の作成について、相談支援の専門機関など地域の支援機関がどの程度関わっているか把握していればその実態を教えていただきたい。

(事務局)

- ・把握できていない。

(委員)

- ・特別支援学校では、卒業時に移行計画を作成しておられ、その際には相談支援事業所も含め、地域の関係機関が関与していると思われる。
- ・放課後等デイサービス等の事業所と学校との連携は課題とされており、また、相談支援事業所は、計画相談の量に追われており、じっくりと関与できていないのが現状ではないか。

(委員)

- ・個別の指導計画等の対象にならない児童・生徒の中にも苦勞している人がいるはずなので、その点にも注意の上、支援にあたっていただきたい。

(委員)

- ①資料 1-1 にある手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員派遣回数であるが、平成 32 年度目標に対して平成 28 年度実績は 10,928 回となっており、概ね目標を達成している状況である。目標が消極的ではないか。
- ②資料 1-1 にある駅のバリアフリー化率であるが、その基準は如何。

(事務局)

- ①平成 26 年度に現行プランの作成作業を進めており、当協議会での議論等を踏まえ、平成 32 年度の目標を設定したところであるが、委員のご意見を踏まえ、当該目標の再設定を検討していきたい。
- ②エレベーターの設置状況等について数値化を図っている指標である。

(委員)

- ・エレベーター以外の項目もあると思うので、次回にでも教えていただきたい。

(委員)

- ①インクルーシブ教育の推進に向けての目標設定が必要ではないか。
- ②駅のバリアフリー化率であるが、指標では乗客 1 日 3 千人以上の駅が対象となっているが、滋賀県には、乗客 1 日 3,000 人以下の駅が多い。その点についていかがお考えか。
- ③資料 1-1 にある入所者の数に関する項目について、入所者数が減っていくことについては死亡という理由が一番大きいと考えられ、そうすると自ずと減っていくのは明らかである。入所させない数値目標等を設定することに意義があると思うので検討いただきたい。
- ④就労に関して、定着率に関する目標設定が必要ではないか。

(事務局)

- ①インクルーシブ教育の推進に向け、資料 1-2 の教育分野の欄にもあるような事業に取り組んでいるところではあるが、数値的な目標を設定することは難しい。こうした取組を進めることで、障害のある子どももない子どもも地域で共に学べる環境を整えていきたい。
- ②県内に J R の駅が 58 駅あり、乗客 1 日 3 千人以上の駅は、平成 28 年時点で 34 駅となっている。限られた資源等の中で、優先順位をつけ取り組んでいるところ。
- ③委員のご意見を踏まえ、検討していきたい。
- ④第 5 期障害福祉計画において、新たに定着率の目標設定をする予定である。

(委員)

- ・②の補足であるが、入所施設や身体障害者養護施設のある駅がバリアフリー化されていないことがあるので、その点を考慮いただきたい。

(委員)

- ・1日3千人以上という観点だけでなく、ニーズに応じた対応をお願いしたい。

(委員)

- ・県内の入所者数は、平成27年度から平成28年度にかけて14人減っている一方で、他県の福祉施設に入所している滋賀県民は、平成27年度から平成28年度にかけて6人増えている。ここに一つの課題があると思うので、どのように整理して考えていくか検討いただきたい。

(委員)

- ・うつ病対策の一環とした、かかりつけ医を対象とした対応力向上に関する研修であるが、実施しているのは非常にありがたいことであるが、参加医師数がまだまだ少ない。参加医師数がもっと増えるよう引き続きご尽力いただきたい。

(委員)

- ①資料1-1にある精神障害者の退院等に関する項目について、国の発表を待たないと滋賀県の数値がわからない理由は如何。県が国に報告しているのであれば、県の数値は把握しているのではないかと。
- ②資料1-2にある精神障害のある人への支援について、協議の場の設置3圏域とはどこの圏域か。
- ③資料1-2にある発達障害のある人への支援について、高等学校や大学の進路指導担当者へ支援を実施する事業について、平成27年度から平成28年度にかけて支援回数が大幅に増えているが、その主な要因と支援者側の体制がわかれば併せて教えていただきたい。
- ④参考資料1-2にある医療型短期入所について、平成28年度見込みに対する平成28年度末実績の割合が156.7%である一方、福祉型短期入所の同割合が61.0%と低い実績となっている。その主な要因がわかれば教えていただきたい。
- ⑤参考資料1-2にある地域移行支援と地域定着支援について、当該サービスは精神障害に限定したサービスであるか。また、両サービスの平成28年度見込みに対する平成28年度末実績の割合が、それぞれ30.3%、27.6%と低い実績となっている。その主な要因がわかれば教えていただきたい。

(事務局)

- ①6月30日時点の県内病院の回答を取りまとめ国に報告しているところであるが、県において、回答についての分析や集計をしていないことから国の発表を待つことになる。なお、当該調査については、現在国の方で改良が行われており、今後はもう少し早い段階で確定値をお示しできると思う。
- ②大津、東近江、甲賀の3圏域である。

- ③当該事業の対象校が、平成 27 年度は 3 校であったが、平成 28 年度は 5 校と増えており、また、1 校に対する支援回数も増加していることが、主な要因と考えられる。なお、支援体制については、把握できていない。
- ④現場から、福祉型短期入所のニーズはあるが、利用できる枠が限られていることから利用者を調整しているという声を聞いており、資源や提供体制がニーズに追いついていないことが主な要因として考えられる。一方、医療型短期入所は、近年、びわこ学園において枠の拡大があったことから、利用者が増加しているのではないかと考えられる。
- ⑤地域移行支援と地域定着支援は、精神障害の方、病院からの移行に限られたサービスではなく、入所施設からの移行も対象となるサービスである。実績が低い理由としては、報酬体系の問題や、そもそも対象者がいないといった声を現場から聞いている。

(委員)

- ・短期入所の数を全体的に増やしていかなければならないと思うが、短期入所だけ増やしても運営上成り立たないということもあるので、地域生活支援拠点等の整備等、重度の方も受け入れられる地域を作っていくことが重要である。その中で、短期入所も充実させていくという形を取っていかないと、皆が安心して利用できるものにならない。拠点整備等の地域づくりをお願いしたい。

**【協議事項（2）滋賀県障害者プランの改定に係る小委員会等の実施状況について、（3）滋賀県障害者プラン（改定版）の骨子案について】**

**資料 2、資料 3-1、3-2、3-3 について事務局より説明**

(委員)

- ・一般的に、人は視覚から 8 割～9 割の情報を得ており、視覚障害者は情報障害と言える。まず、このことについて注意の上、プランの作成等を進めていただきたい。
- ・就労に関して、一般企業だけでなく行政の理解も乏しいのが現状である。活字文書による試験や口頭による面接など、視覚障害、聴覚障害の方への合理的配慮が不足していることが未だにある。こうした実態を踏まえた上、プランの作成等を進めていただきたい。

(委員)

- ・国では、心のバリアフリー、つまり障害の社会モデルの普及が重点課題と聞いている。社会モデルというキーワードを重点施策に盛り込むべきではないか。

(事務局)

- ・重点施策の名称に「社会モデル」という文言を入れるかについては、今後検討させていただくが、要素としては、例えば、「10. 『誰一人取り残さない』共生社会づくりに向けた取組」の項目などで対応する予定である。

(委員)

- ①企業への周知について、例えば、支援者側が福祉の専門用語を使って説明するなど、周知の仕方・方法に問題がある。
- ②来年度から始まる就労定着支援事業について、現在の制度設計としては、就労系サービスを経由した人しか定着サービスの算定対象にならないようになっているかと思うが、例えば、複数の障害者を雇用する企業の場合、一人は就労系サービスを利用している、もう一人は利用していないというようなケースが想定される。この場合、一人には定着支援があり、もう一人には定着支援がないということになり、混乱を招きかねない。

(委員)

- ・②については国のほうで制度設計されていると思うので、滋賀県からも、適切に国に要望していただきたい。

(委員)

- ・資料 3-3、IV主要施策の方向、5.共生のまちづくりに「ウ 公私協働による福祉しが」の実践による福祉サービスの向上」という項目があるが、当該項目に関連して、現在、滋賀の縁創造実践センター（事務局：滋賀県社会福祉協議会）による取組がある。当該センターでは、モデル事業として、ひきこもりの方とご家族への支援や医療的ケアが必要な重度障害児者への入浴支援といった制度の中では対応しきれない問題、制度の狭間にある課題に対して取組を進めており、将来的には当該取組を事業化・施策化していきたいと考えている。今回の改定では対象外の部分ではあるが、そうしたことについて、方向性だけでも県のプランに記載いただけるとありがたい。

(委員)

- ・重点施策 7にある地域包括ケアシステムについて、これは地域包括ケアシステムに関する法案を意識した文言であるか。また、相談支援専門員の人材不足といった課題がある中で、地域包括ケアシステムという実態のつかめない名称で本当にいいのか。

(委員)

- ・国の基本指針に「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」とあるように、国からおりてきている文言ではあるが、国のことは意識しすぎに、地域の実情に応じた取組や名称を考えていけばよいのではないか。

(委員)

- ・個別の指導計画、教育支援計画を充実させていくために、県総合教育センターによる小中高の教員をつなぐような研修を検討いただきたい。
- ・インクルーシブ教育を推進させていくためには、特別支援学級が重要となる。そこで、小中学校の特別支援教育をサポートする言語聴覚士等の専門職を一層充実させていただきたい。
- ・近年、放課後等デイサービスの利用が増えているが、その対応は個別化しているように思われる。

学童保育において障害のある子どもを受け入れているところもあり、そうした取組が進めば、小さい頃からインクルーシブ教育の感覚が養われていくと思われる。

- ・障害のある子どもを受け入れてくれる企業の数が少ないので、引続き企業開拓をお願いしたい。

(委員)

- ・高等学校における個別の指導計画・教育支援計画の作成を、より一層進めていただきたい。

(委員)

- ・資料は、できる限り1週間程度前までに送付いただきたい。
- ・欠席委員も意見を述べるのであらば、回答シートなどを事務局で準備いただきたい。

### **【報告事項(1) 共生社会づくりを目指すための条例の検討について】**

#### **資料4について事務局より説明**

- ・質問なし